

監 査 公 表

静岡市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和3年12月10日

| | |
|---------|---------|
| 静岡市監査委員 | 遠 藤 正 方 |
| 同 | 白 鳥 三和子 |
| 同 | 大 村 一 雄 |
| 同 | 佐 藤 成 子 |

記

令和2年度定期監査

1 郵便切手購入における支出事務の不備について〔日本平動物園〕

【指摘事項】

郵便切手の管理や購入に関連する一連の事務手続を確認する過程で、実際は令和2年9月4日に購入した84円切手、100円切手及び140円切手について、同年9月10日に購入したように納品書に記載していたことが判明した。その理由を確認したところ、担当者が納品業者から日付を空欄とした納品書及び請求書を受領し、会計処理の上で都合のよい任意の日付を自ら記載していた事実が明らかとなり、これにより実際に支払請求のあった同年9月4日から起算して20日を経過した同年9月24日に支払がされたことから、事実上、支払遅延防止法に違反する会計処理が行われる結果となった。

また、令和2年11月6日に購入した84円切手、94円切手、120円切手、140円切手及び500円切手についても同様に、実際に郵便切手を受領した同年11月6日から20日が経過した同年11月26日に支払がされていた。

このような支払担当者が支払関係書類に都合のよい日付を自ら記載するという取扱いは、不適正経理に直結する重大なリスクを伴っており、納入業者との癒着の温床ともなりかねないものである。

さらに、所管課は同様の不備について平成29年度定期監査においても指摘されており、再発防止策を講じたと監査委員に報告していたにもかかわらず同様の不備を繰り返してお

り、内部統制が全く機能していないことが明らかとなった。

【措置の状況】

納品書及び請求書に任意の日付を記入し、支出処理を行ったことについては、当該年度に新規に採用された担当職員に指導していたものの指導不足や理解不足もあり、あいまいな理解のもと不適切との認識はなかったため、日付の無い請求書を販売者に返却しなかったことが原因であると考えます。現在の郵券販売業者は、令和2年度まで郵券受領の際に納品書、請求書を受領することができなかったため、受領した郵券は、郵券受払簿へ受領日を記入し、請求書等が届くまで手を付けずに別に保管をしていました。その後、郵送されて来る納品書、請求書について、実際に郵券を受領した日付を納品書に記載し、請求書については、郵送による受領日を記載するという考え方により処理していました。今回の指摘については、納品書の日付について、受払簿との確認を怠り、記憶のあった日付を記入したことから、上記の考え方とは辻褄が合わず、日付が前後した記載となっていたものです。なお、納品における検収は、郵券受領場所である静岡庁舎の収入印紙等販売所で職員一人がその場で検収を行っております。帰園後、所属職員立会のもと、確認もしております。

前回、平成29年度定期監査措置では、余裕を持った購入計画を防止策といたしまして、余裕を持った郵券購入をしておりましたが、郵券販売業者が、別事業者に交代し、納品書、請求書がその場で受領できないなどの要因も重なりミスが生じてしまいました。

このため、まず、全職員に対し、日付の無い請求書等の受領は絶対にしないよう、この度の指摘事項を周知徹底しました。また、支払事務を行う全職員に対して、支払遅延防止等、会計事務の適正な執行を再確認するため、園独自の研修資料を作成し、会計事務研修を実施します。その上で、今後は納品連絡の際に販売者に受領日を伝え、納品書及び請求書への日付記入を確実に求めるとともに、納品書、請求書を受領する際に、万が一記載がない場合は、その場で記入を求めます。また、受払簿へ記入の際は、複数人でチェックを行い、支払の際の電子データの回議に併せて受払簿を供覧し、所属長は、納品書の日付を含め内容を確実にチェックしています。

また、事務引継ぎ時に作成する業務概要書にこれら再発防止策を記載することにより、組織として後年度に引き継いでまいります。

当該案件については、平成29年度の定期監査に続いて、再度指摘を受けました。この度の件を重大な事案と重く受け止め、上記再発防止策の下、適正な事務処理について徹底を図ってまいります。